



平成 21 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社KG情報
 代 表 者 名 代表取締役社長 益田 武美
 (J A S D A Q ・ コード 2408)
 問 合 せ 先 岡山県岡山市平田 170-108
 役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長
 三上 芳久
 電 話 086 - 241 - 5522

定款一部変更に関するお知らせ

平成21年1月29日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成21年3月17日開催予定の第29回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 変更理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条（株券の発行）および第8条第2項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げおよびその他の条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
（株券の発行） 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>	（削 除）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	（単元株式数） 第7条 （現行どおり） （削 除）



現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
第10条 (省略)	第9条 (省略)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は毎年12月20日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎年12月20日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
第12条～第27条 (省略)	第11条～第26条 (省略)
第7章 計算	第7章 計算
第28条 (省略)	第27条 (省略)
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月20日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月20日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
第30条～第31条 (省略)	第29条～第30条 (省略)

以 上